

# 第 1 章

---

総 論

# 第1章 総論

## 第1節 計画策定の趣旨

日本の高齢化は世界に類のない速さで進行しており、将来推計人口によると、平成27年（計画目標年）には高齢化率が26%を超え、国民の4人に1人が高齢者になると予測されています。

本市の高齢化率は平成22年10月現在33.5%で、すでに市民の3人に1人が高齢者という状況となっており、全国（23.1%）、岩手県（27.1%）を大幅に上回って、高齢化が進んでいる状況にあります。

また、寝たきりや認知症等の要介護者も着実に増加しており、平成22年10月現在の認定者数は1,719人で要介護認定率（65歳以上の高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合）は16.9%となっています。

本市では、平成5年度に老人福祉法及び老人保健法に基づき老人保健福祉計画を策定し、平成11年度には介護保険法（平成12年4月施行）に基づく介護保険事業計画を策定しています。今回、介護保険制度施行後12年が経過し、高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、4回目の見直しを行いました。

国が定める第5期介護保険事業における基本方針は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを目指すこととしています。

また、国では今後、認知症を有する高齢者の増加や、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護認定者の増加等に対応するため、各地域特性等の実情に応じた優先的に取り組むべき重点事項（例：認知症支援策の充実、在宅医療の推進、高齢者に相応しい住まいの計画的な整備、生活支援サービス）を、地方自治体が判断のうえ選択し、第5期介護保険事業計画に位置づけるなど、段階的に計画内容を充実強化させることが重要であるとしています。

そこで本市でも、第4期計画の長期的な目標を基礎としながらも、国の新しい方針とこれまでの事業実績や地域特性、さらには直近の現状を踏まえながら、課題の解決と高齢者福祉のさらなる充実を図るべく、「遠野ハートフルプラン2012」を策定することとしました。

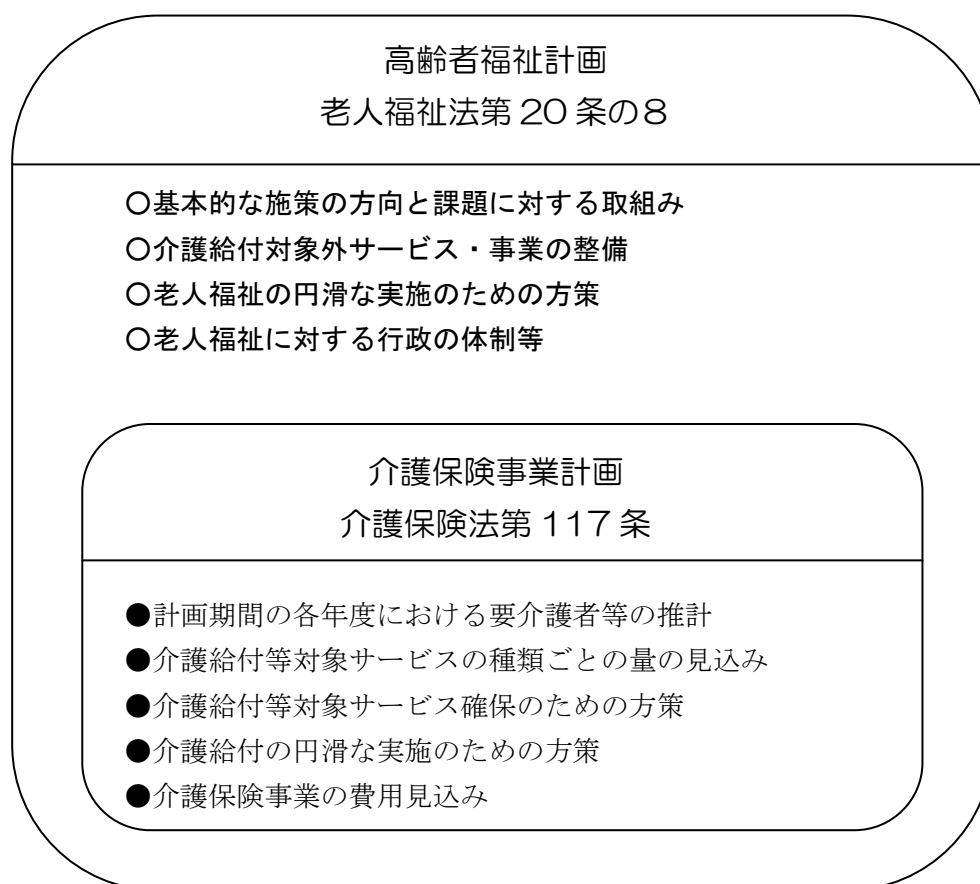
## 第2節 計画の性格

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の8に規定する高齢者福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画として策定します。

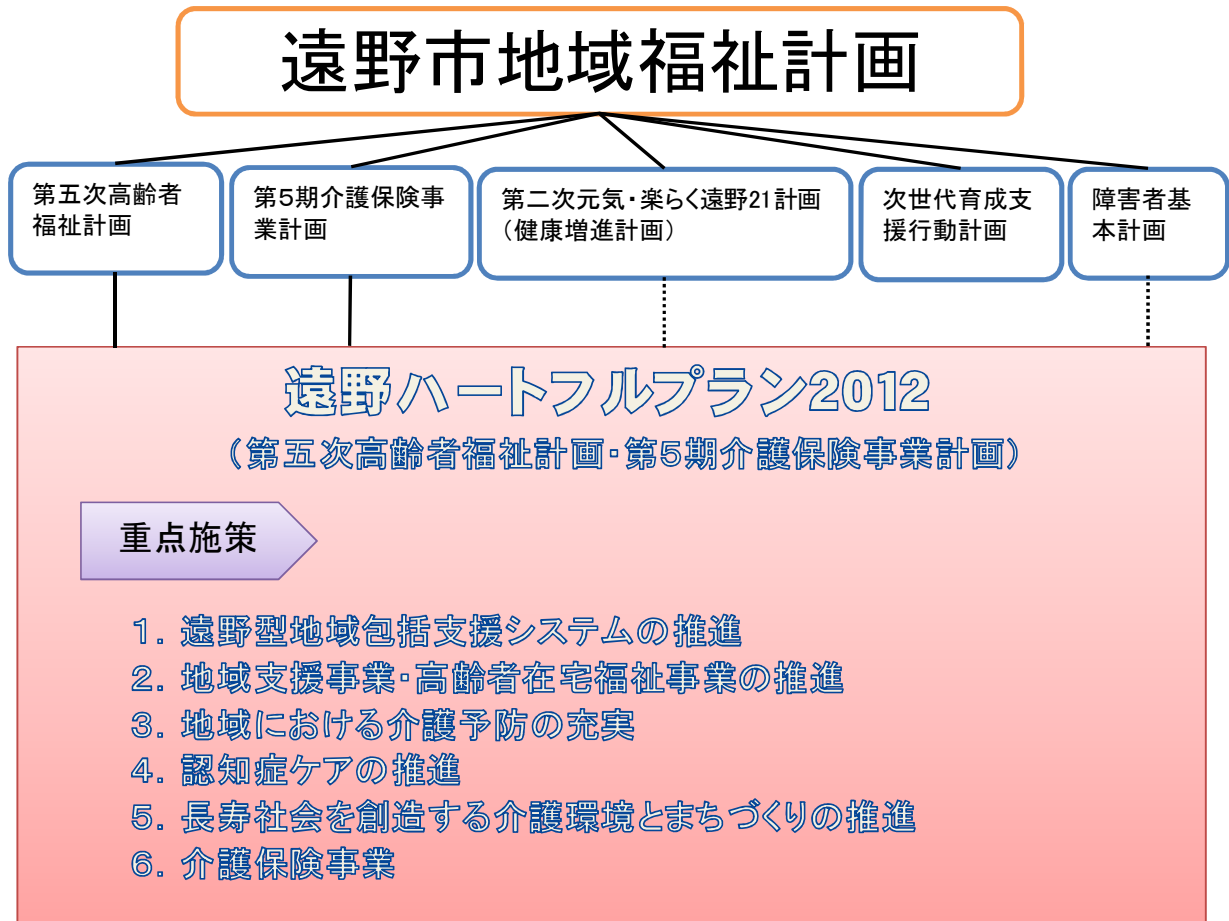
高齢者福祉計画は、高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に、生き生きと暮らし続けるため、必要な措置が講じられるよう定めたものです。このため、要介護者等に対する介護給付等対象サービスの提供のほか、一人暮らし高齢者の生活支援のためのサービス提供等も含め、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されます。

介護保険事業計画は、介護保険の給付対象サービス種類ごとの量の見込み等について定め、保険料算定をするなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって策定することが必要なことから計画は同一とし、策定も同時期に行なうこととしています。



## 第3節 他の計画との関連



## 第4節 計画の基本理念

すべての高齢者が、家族や友人などと一緒に慣れ親しんだ地域社会で健やかに暮らし、社会、福祉などの活動に自らが主体的に参加し、健やかに老いていく。生涯にわたっての自立生活を自助・共助・公助の役割を果たしつつ、その生活を地域において保障する。「福祉で夢のあるまちづくり・健康で明るく暮らせる住みよいまちづくり」を推進するため、四つの基本理念を引き継ぎます。

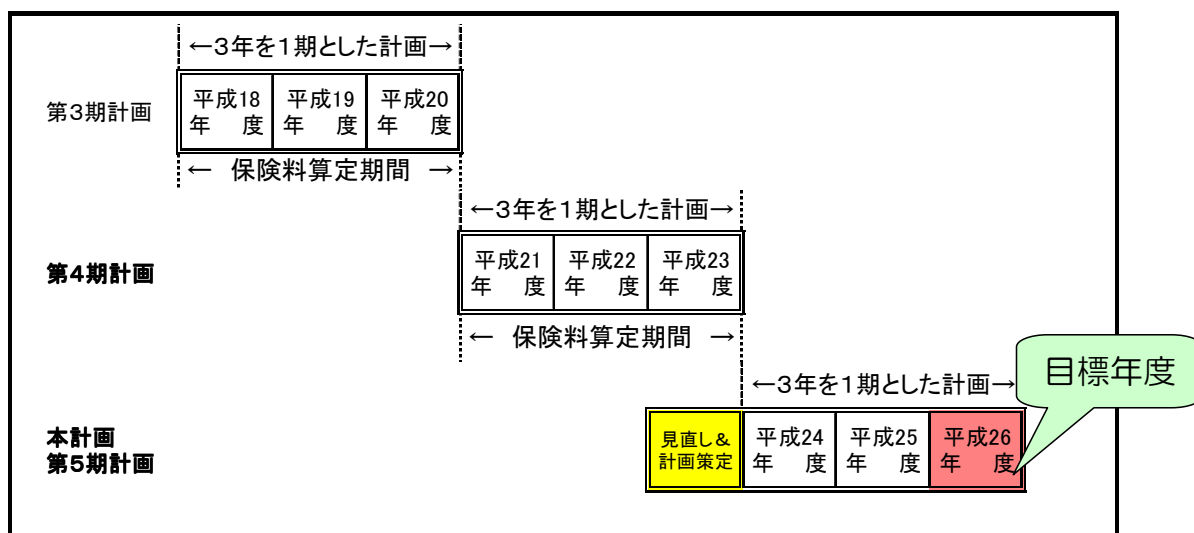
- 1 共に生きるため、自立と参加をめざして**
- 2 共に生きるため、個人の尊厳と人間性の尊重をめざして**
- 3 共に生きるため、理解と共同の輪の広がりをめざして**
- 4 共に生きるため、新しい遠野福祉文化の創造をめざして**

## 第5節 計画の期間

本計画は、介護保険事業計画が3年を1期として3年ごとの見直しが義務づけられているため、高齢者福祉計画についても同時期に見直しを行い、整合性のとれた計画とし、平成24年度を初年度とした、平成26年度までの3か年計画とします。

本計画は、第3期介護保険事業計画から引き続き、平成26年度の高齢者介護の姿を念頭に置いて目標値を設定しており、目標を達成する仕上げの計画となります。

### ◇計画期間



## 第6節 計画の策定体制

### (1) 計画策定委員会の設置

本計画は、本市の特性に応じた事業展開が期待されるため、行政機関内部だけでなく、被保険者、医療関係者、保健関係者、福祉関係者、介護保険事業者等で構成する「遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、検討を行いました。

### (2) 住民参加

本計画は、高齢者福祉計画の策定指針において、住民参加の位置づけがなされています。また、介護保険法においては、介護保険事業計画により介護サービスの水準が明らかにされ、それが保険料の水準にも影響を与えることから、本計画の見直しにあたっては、被保険者の意見を反映させるための措置を講じることが義務づけられています。このことから、本計画の策定委員会には被保険者の代表も参画しています。

### (3) 住民からの意見の聴取

本計画の策定にあたっては、地域住民の意見を直接聞く機会も必要と考えられることから、11月に市内9地区で開催された「平成23年度地域福祉懇談会」では、介護保険事業計画の見直し作業の状況等について説明し、多くの意見をいただいています。これらの意見についても、できるだけ計画の中に取り込むことができるよう検討を行ってきました。

### (4) 高齢者実態調査

本計画の策定にあたっては、高齢者の生活や健康状態、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しています。

今回行った、高齢者実態調査は、高齢者の生活等の実態を把握・集計することにより、課題やサービスに対するニーズを把握し、計画に反映することを目的として行いました。